(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十七号及び三百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字芝原三八九九番一から同町大字神立字荒戸三八二〇番一まで	前	一三・一八～四二・九七メートル	〇・四八〇キロメートル
	後	一三・四五～四二・九七メートル	〇・四八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

路線名　供用開始の区間　北陸地方整備局長　中神　陽一

十七号及び三百五十三号　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字芝原三八九九番一から同町大字神立字荒戸三八一七番一まで　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十日

○四国地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大洲市野佐来四六七番一三から同市野佐来四六七番一まで	前	一四・〇八～二〇・七〇メートル	〇・〇三一キロメートル
	後	一四・二〇～二六・八二メートル	〇・〇三一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　三十二号　南国市岡豊町小篭字国遠三四〇番一から高知市大津字立場甲四〇〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十日

○九州地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　二百八号　みやま市高田町濃施字濃施南三二五番一から同市高田町濃施字濃施中三七三番一まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	みやま市高田町濃施字濃施南三二五番一から同市高田町濃施字濃施中三七三番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○北海道開発局告示第二百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡清水町字清水五〇番四から同町字清水七八三番二まで	前	四〇・〇〇～四六・四六メートル	〇・一四七キロメートル
	後	四〇・〇〇～五三・七一メートル	〇・一四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡清水町字清水一七番二から同町字羽帯一一三番一七まで	前	二七・六六～四九・五七メートル	〇・二五六キロメートル
	後	二七・六六～五六・九四メートル	〇・二五六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北海道開発局長　今　日出人